



＝ いまの憲法が私たちの暮らしを護る ＝

何を言われても変えられない

緊急事態に無能を晒す政権

国会を開かないという矛盾

コロナウイルス感染の第2波が国内を蹂躪している。日々報じられる感染者数はその多さに私たちは我が身にいつ降りかかるかに怯え、頼るのはウイルスワクチン開発成功と、朗報を国民はじつと待ち耐えている。国民全ての命に関わることに前に立ち対処するのは政府以外ないにもかかわらずその職責を全うしようとしていないのがいまの政権といえる。政権を担うことと七年余、一貫して主張している改憲の一項目に緊急事態条項新設がある。緊急時に全権力を時の内閣に一任し、国会議員任期を無期限に延長できるとする主張の中に、現憲法第54条の参議院の緊急集会では緊急時には対応できないとの理由をあげている。ならばコロナ禍の緊急時、政府・自民党は頑なに国会を再開しようとしなさいことを国民になんと説明するのか。いつでも衆参両院は臨時招集できる状況にある。矛盾も甚だしい。

国民は更に悪化しつつある事態に即応できるようコロナ特措法の改正を臨時国会を開き早期に成立・施行するよう望んでいるが首相は収束後と言いきり現状の改善をしようとしなさい。日常生活に重大な影響を及ぼすこのコロナ禍は国民にとつて戦後初めてと

いってほしい緊急事態である世の中を変えると言われる緊急事態に、国民の反発する政策しか打ち出せないいま、事ここに至つては日々無能を晒す政権と言わざるをえない。

国民のための政治にしなければ

コロナウイルス第1波への国民の対応は見事であつたと思う。新幹線、各鉄道また新宿、浅草など繁華街はガラ空きとなり人々は秩序だった行動に徹して抑え込んだ。第2波の渦中と思われるいま、私たち国民は何をすべきかを考えてみよう。まずコロナ感染を抑え込

まなければ先は見えないことを肝に命じよう。安倍首相が言うPCR検査の目詰まりは国の認可行政にあるのに自ら改善しえず、検査数は発展途上国並みに止まっている。まずは先進国並みに実施し、感染の実態を正確に捉えることだ。そして休業補償で事業継続により失業を防ぎ、自治体そして医療支援へとGOTO予算を変更するよう訴えよう。このコロナ禍で学んだことは、自民党・現政権は国民が望まない的外れな政策しか打ち出せずしかも、この緊急時最も大切な国民の命に重きを置かないということではないか。

プチ展示



平和のつとめ13年のあゆみ

10月8日(木)～13日(火)

9:00～17:00(最終日は15:00終了)

野田市役所 ふれあいギャラリー

主催

平和のための戦争展・のだ実行委員会

今年の平和のつとめは新型コロナウイルス感染対策のためやむを得ず中止しました。代わりとして左記展示会を行います。

これまでの平和のつとめの歩みや、ペシャワール会、沖縄の今の写真、原爆パネルも展示されます。



今月の予定です

～皆さん 気軽に参加ください～



9月6日(日) 13:30～16:40

DVD視聴と意見交換

「偽情報で開戦イラク戦争15年」
「ヤジと民主主義～警察が排除するもの」他

南部梅郷公民館

南地域九条の会

9月9日(水) 16:00～17:00

9の日行動

九条通信配布・ボードでアピール

梅郷駅 通路

野田・九条の会

9月12日(土) 13:30～16:00

野田・九条の会 9月例会

懇談「時局を語ろう」

樺のホール 研修室

野田・九条の会

9月19日(土) 16:00～17:00

9の日行動

九条通信配布・ボードでアピール

愛宕駅

野田・九条の会

9月29日(火) 16:00～17:00

9の日行動

九条通信配布・ボードでアピール

川間駅 北口

野田・九条の会

緊急事態宣言と 緊急事態条項はどう違うのか

■ 両者は目的・性質が全然違う

緊急事態宣言は、コロナ禍に関わる改正新型インフルエンザ等特別措置法で規定しているもの。期間、区域、事案の概要を特定して宣言を出す。国主導ではないこと、罰則付きの指示は行えない点が特徴で現在の特措法のもとでは穏当なものと言える。一方緊急事態条項は、緊急事態における憲法の原則の例外を定めるもので基本的人権の制限を許容するもの。① 外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害「その他法律で定める」緊急事態において②（内閣総理大臣は）特に必要があると認めるとき、又は国会による法律の制定をするいとまがないと認める特別の事情があるとき、、、等々適用場面が限定されず、その目的は判然とせず、「その他法律で定める」という文言により時の政権の恣意的な運用が可能である。

■ 緊急事態条項は内閣独裁条項

緊急事態条項の重要な柱は、①内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる。②首相は財政上必要な支出その他の処分を行い③（首相は）地方自治体の長に対して必要な指示

ができる。④ 何人も、、、措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。⑤ 宣言が効力を有する期間衆議院は解散されず、両議院の議員の任期、選挙期日の特例を設けることができる等々危険なものばかりである。


問題点としては、① 本来国民の代表たる国会議員の審議によって決せられる法律を一部の内閣（行政）において制定できる（三権分立の侵害、人権侵害の危険）。② 一部の権力者による恣意的な権限行使の可能性+独裁化の危険。③ 総理大臣による恣意的な予算配分、利権の温床。④ 国民に義務を課すこともできる中、内閣の任期を延長し続けることができる。

緊急事態条項は、我々市民の最後の砦である憲法の保障を一時的に除外するものであり権利制約性の高い手段である。新型コロナ対応で憲法を変えなければできないというものはなく、緊急事態宣言と緊急事態条項は全く無関係であり、新型コロナ対応（または将来的な疾病対策）のために緊急事態条項が必要であるというのは明らかな誤りである。



8月10日 当会主催で「緊急事態宣言と緊急事態条項どう違うの？」と題して学習会を開催しました。講師として東葛総合法律事務所の小川 款弁護士よりくいで非なる緊急事態「宣言」と「条項」>を解説いただきました。参加者の皆さん相互で積極的に意見交換が行われ、「宣言」と「条項」は全く異なることを再認識しました。


書籍ご案内（両著書は市立図書館に収蔵されています。）



日中韓の作家が、国境を超え、出会い育んだ平和絵本で日常の中にある平和の素敵さを子どもたちに伝えたいと描いた。

画期的な絵本作りを呼びかけた一人でもある浜田さんは「本当に人と人が出会うと国境とか歴史とかは吹き飛ばんです」と振り返る。

へいわってどんなこと？
(日・中・韓平和絵本) 2011/4/1
浜田桂子 著 童心社
1,650円



自民党は2012年改憲草案を公表した。これでは国家の根幹が破壊され、先進国の資格を失う。(小林 節)

分析を共にするのは護憲派の最高権威、樋口陽一。二人が分かりやすい言葉で語る憲法改正論議の決定版！

「憲法改正」の真実
樋口陽一 著、小林 節 著
集英社新書 946円